

# 清水町・蓮沼町周辺地区での新たな防火規制区域の指定案に対するパブリックコメント（意見）を募集します。

東京都「防災都市づくり推進計画」において、木造住宅密集地域に位置付けられている清水町・蓮沼町周辺地区で、災害に強いまちづくりを実現するため、「新たな防火規制区域」を指定します。

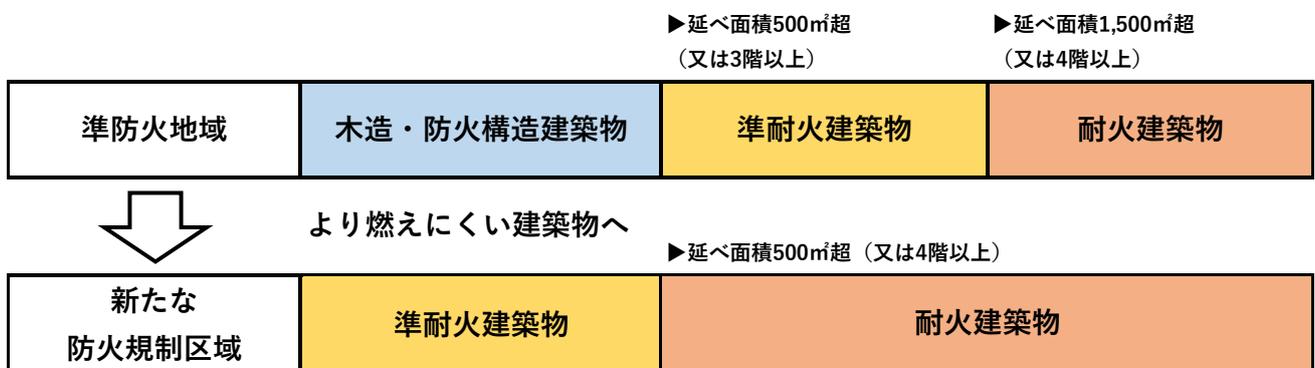
つきましては清水町・蓮沼町周辺地区での「新たな防火規制区域」の指定に対し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

## 1 目的

建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために、東京都知事が指定する災害時の危険性が高い地域において、建築物の耐火性能を強化する。

## 2 内容

- 原則として、すべての建築物は準耐火建築物以上とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物で外壁及び軒裏が防火構造のもの等は除く。
- 延べ面積が500㎡を超えるもの、又は、地階を除く階数が4以上のものは、耐火建築物とする。



※準耐火建築物及び耐火建築物は同等の延焼防止性能を有する建築物を含む。

## 3 根拠法令

東京都建築安全条例第7条の3第1項

## 4 指定区域

清水町全域、蓮沼町全域、本町一部（環状7号線の道路中心より北側の地域）  
（別紙参照）

## 5 ご意見の提出方法及び提出先

### (1) 提出期間

令和4年1月24日（月）～令和4年2月7日（月）（必着）

## (2) 対象者

区内在住、在勤、在学の方、区内に事務所、事業所を有する個人、法人、各種団体、区内で活動する個人、法人、各種団体

## (3) 閲覧場所

まちづくり調整課（本庁舎北館5階⑬窓口）、区政情報課（本庁舎北館1階⑦窓口）、各区立図書館、各地域センター、板橋区ホームページ

## (4) 意見の提出方法

下記の記入事項を任意の用紙にご記載の上、直接、郵送、FAX、Eメール又は板橋区ホームページにより提出してください。また区ホームページや各窓口で様式を入手することができます。

① 住所

② 氏名（ふりがな）

③ 法人・各種団体の場合は、その所在地・代表者氏名

④ 区内在勤・在学の場合は、勤務先・学校名とその所在地

⑤ 区内で活動する個人・法人・各種団体は、その活動内容

⑥ 新たな防火規制区域の指定に対する意見

※上記①から⑥の記入事項が明記されていないものは受付できません。また口頭でのご意見は受付できません。

※住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名等、個人情報公表しません。

※提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区の考え方は、後日板橋区ホームページで公表します。

※新たな防火規制区域と関係しないご意見は公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、頂いたご意見を分割して掲載する場合があります。

## (5) 提出先

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区まちづくり推進室まちづくり調整課不燃化まちづくり係

電話：03-3579-2572

FAX：03-3579-5437

Eメール：m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp

## 5 指定スケジュール（予定）

令和4年3月：区域指定案の住民説明会（4・5日）

令和4年5月：板橋区都市計画審議会報告

令和4年8月：区域指定告示告示（東京都）

令和4年9月：新たな防火規制区域の施行（東京都）